

第2回分科会における議論（中長期的展望関係）の概要

1 全般

事実認定機能（注）のうち、証拠関係の構造（後記参考参照）の分析や更には事実認定における要証事実の存否に関するものについて、これらの実現可能性を中心として議論が行われ、その中でAI利活用に伴うリスク・課題や利活用の限界についても議論が及んだ。

（注）（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を提示するとともに、証拠（ユーザーが裁判所の場合には当該事件の訴訟記録中の証拠であるが、ユーザーが訴訟代理人の場合にはこれに限られず、手元にある未提出の証拠も含まれ得る。）を入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由についての一定の見解が出力される機能

（参考）司法研修所民事裁判教官室及び司法研修所民事弁護教官室作成の「民事系科目における法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力について」より抜粋

「民事裁判においては、争いのある主要事実（以下の「要証事実」とは、争いのある主要事実をいう。）を適正に認定するため、次のような手法を身に付ける必要がある。

ア 書証と人証のそれぞれの特徴を理解した上で、直接証拠に該当する典型的に信用性の高い文書（例えば、契約書、領収書など）がある場合は、まず、その形式的証拠力（注・文書の記載内容が作成者の思想を表現したものであること）及び実質的証拠力（注・記載内容の信用性）を検討し、上記のような文書がないが、直接証拠に該当する供述証拠がある場合は、その供述の信用性を検討する。

イ 動かし難い事実を中心として信用性の高い供述証拠から確実に認定できる間接事実をも加味して事実を認定した上で、適切な経験則を用いて、証拠の信用性の評価や要証事実の存否を推認させる程度を検討する。この検討に当たっては、認定した各事実（間接事実・補助事実）の時系列や当事者双方のストーリーを意識し、適切な視点（例えば、「動機」、「資金状況」など）を設定して、事実を視点の下に整理して検討するのが有用である。

ウ イにおいて整理し検討した事実のうち特に重要な事実について、相互の関係や要証事実の存否を推認させる程度を総合的に判断して、結論を導く。」

2 議論

- (1) まず、人間の思考過程は一定のルールや手順により説明可能であると仮定すると、事実認定の過程も抽象的な論理の組み立てとして言語化できるはずであるから、判決書を含む訴訟記録のデータセットがあれば、このような事実認定機能を実装する可能性は十分に考えられるといった意見が出された。他方で、かつていわゆるエキスパートシステムの開発において、

裁判官の判断過程の分析が試みられたが十分な成果を挙げることができなかったところ、その後の状況の変化を見ても、上記分析が可能になっているとまではいえないのではないかという意見も出された。

- (2) 別の観点から、仮に将来的にこのような事実分析機能を実装することが技術的に可能であるとした場合について、以下のような課題があるとの指摘もあった。

ア このような事実認定機能は、当事者・依頼者の立場を前提とした事実認定の考え方のたたき台を出力するものとして実現可能性があり、法律実務家による出力結果の確認を前提とすれば、事実認定の相場観を知るといった観点で法律相談の場面等で活用する余地があるのではないかと。もっとも、裁判所は、双方当事者の主張立証を踏まえた判断が必要になるから様々な考慮要素や経験則を組み合わせた判断が必要となることや法律実務家としての直感的な判断である側面も否定できないようにも思われることを踏まえると、このような出力結果だけで適切な判断はできないのではないかと。

イ 判決書のうち事実認定についての判断が記載された部分は、経験則に基づく証拠の評価であって、法規範の解釈適用とは異なる面があるから、出力の根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を先例として参考とすることが相当といえるのかといった観点も含めて理論的な検討が必要であり、裁判所における利活用は慎重に考える必要があるのではないかと。

ウ A I の出力の内容を評価するためには、その根拠となった他の事件の訴訟記録を確認することが必要となるが、その分析検討をすることには相当の時間を要し、合理性に乏しいのではないかと。

- (3) (2) の指摘については、控訴審判決において、第一審判決の事実認定と異なる見解が採用された事案を分析することも有用ではないかとの意見が出されたが、控訴審判決の事実認定が正解であると評価する根拠はないのではないかと意見も出された。

- (4) なお、現時点においても、裁判官において間接事実の根拠となる証拠を選別した上で、これらを生成 A I に入力するとともに、当該証拠の内容を要約整理するように指示するなどし、その出力内容を確認・評価して当該事案の検討を深めるといったことは可能ではないかといった意見も出された。

- (5) 最後に、今回の議論において、このような事実認定機能を実装する道筋が明確になったわけではないものの、A I を利活用できるかどうかの観点からの分析検討を通じて、裁判官や訴訟代理人が事実認定能力を発揮する

場面におけるそれぞれの思考過程や違い等が相応に可視化されることとなったのは、A I 時代における民事訴訟実務の更なる進展を志向する上で一定の成果があったというべきであり、引き続き、こうした分析検討を深めていくことが重要ではないかということで一致した。